

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年8月15日
(平成28年7月受付分)



平成28年7月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計4件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆学力テストは無料でも…高額な学習教材の契約に注意！

事例：

「子どもの学力診断テストをしないか」と電話があり、無料ということだったので業者に自宅に来てもらった。テストの結果、非常に学力が低いと指摘され、学習教材の購入を勧められた。3学年分の教材セットで50万円だったが、子どもが気に入り、「専用ダイヤルで指導がある。家庭教師より安い」と言われ、その場で契約し、後日一括で支払った。



しかし、電話をしても教材の使い方の指導だけで学習指導は受けられず、教材もミスプリントばかりで不信感を抱いた。教材はほとんど使用していない。解約したい。(中学生<男性>の母親からの相談)

✔アドバイス

- 学力診断テスト後に高額な学習教材の契約を勧められる場合があり、夜遅くまで長時間勧誘されたり、「テストに出るところが分かる」等と説明されたりすることもあります。
- 学習教材や学習指導の質等は、実際に利用してみないと分からず、契約の際に説明の真偽を確認するのは難しいものです。その場ですぐ契約せず、冷静に検討しましょう。
- 契約をする場合は、一度に多量の教材を購入せず、最小単位、せめて学年毎、必要な科目だけ、契約しましょう。また、契約書で、解約等の条件についてよく確認しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第73号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
18	スマホに「メール交換しましょう」とメールがきたので、出会い系サイトに登録した。騙されたので、支払ったお金を返して欲しい。
15	スマホで筋肉を強くするサプリメントを申込み、3回コースのうち初回が届いている。今から解約ができるか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)